

仁木町定住促進新築住宅取得補助金 申請手順（新築住宅）

申請者

仁木町

事前相談

申請を希望する方は事前相談してください。

着工後の場合、
交付不可なので
注意!!!

計画書の提出

提出書類

- ・新築住宅取得等計画書（別記様式第1号）
- ・入居予定者全員の住民票
- ・位置図、平面図及び立面図
- ・工事請負契約書（写）
- ・その他町長が必要と認める書類
（合併処理浄化槽の設置をする場合に限り、浄化槽の見積書（写））

着工前に提出

赤■…町の様式に記入してもらうもの
青■…用意してもらうもの

計画書の受理・審査

計画書が提出され次第、随時、書類の審査を行う。

着工

住宅の着工開始

計画確認通知

新築住宅取得に係る計画の適否を申請者へ通知

完成

住宅完成

交付申請書の提出

提出書類

- ・交付申請書（別記様式第3号）
- ・誓約書（別記様式第4号）
- ・世帯全員の市町村税の滞納のない証明書
※申請する年の前年1月1日時点で仁木町に住民票がない人に限る
- ・入居者全員の住民票
- ・土地及び家屋の全部事項証明書
- ・補助対象住宅の写真
（外観写真、玄関、便所、台所、浴室及び居室がわかる写真）
- ・検査済証又はそれに代わる証明書の写し
- ・その他町長が必要と認めるもの

赤■…町の様式に記入してもらうもの
緑■…移住者がいる場合提出してもらうもの
青■…用意してもらうもの
紫■…該当する場合提出してもらうもの

交付申請書の受理・審査

交付申請書が提出され次第、随時、書類の審査を行う。

交付決定通知

補助金の交付が決定後、申請者へ通知

実績報告書の提出

提出書類

- ・実績報告書
- ・その他町長が必要と認めるもの

赤■…町の様式に記入してもらうもの

額の確定通知

実績報告書を受理した後、申請者へ通知

※必要に応じて実地検査を実施

事業完了

補助事業が終了となります。

補助金の入金

額の確定通知後に入金処理

※交付申請書の受理から約2か月後に入金

お問い合わせ先：仁木町役場企画課未来創生係

TEL：0135-32-3953

E-mail：kikaku02-niki@town.niki.hokkaido.jp